

告 示

埼玉県告示第千二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーマルサン吉川店

埼玉県吉川市中野五十七番地一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

法律やマナーを守り、以前のように住民が安心して暮らせる環境に配慮してください。

(1) 荷さばき施設③について

大型トラックが荷さばき場から車道にはみ出ています。トラックの影からフォークリフトが来て轢かれそうになったことがあります。フォークリフトの通行スペースを確保するとともに、荷さばき場からはみ出ない大きさのトラックだけ停めてください。荷物積載のフォークリフトの公道走行は道路交通法違反で危険ですのでやめてください。

(2) 荷さばき施設③向かいの月極駐車場の使用について

店が借りているのは五台分です。その他の場所にトラックを何台も駐車しないでください。月極駐車場内での荷さばき・フォークリフトの使用は、他の使用者の迷惑ですのでやめてください。

(3) 倉庫と店舗をつなぐ通路について

通路のある場所は市道です。ここでの私語・呼び声・足音・台車の音は迷惑行為ですのでやめてください。開店の翌年二月に許可されるまで、市道に無許可で通路を作っていました。手続きはきちんとしてください。通路のある市道は「歩道」です。吉川市の書類も歩道になっています。歩道のみの道は、台車等の軽車両の通行は道路交通法違反です。立地が悪いからと台車の通行はやめてください。一日に八百台ちかくの台車が歩道を横断しています。台車と住民の接触事故の危険があります。特に小さな子供やお年寄りの通行はとても危険なため、歩道を通れなくなった住民が何人もいます。住民の大切な生活道路ですので道路交通法を順守してください。

(4) 店舗北側出入口について

住宅地に接する店舗北側の自動扉は、開いてから完全に閉じるまで約十四秒です。一日に八百回台車が通ると一万千二百秒(約三時間十一分)、従業員の通行も何百回とあります。そのたびに店内の音が住宅地に聞こえます。店内放送・BGM・客の声・従業員の呼び声・レジ等の機器の音など。特に休日は扉がひんぱんに開くため、まるで店内にいるかのようです。自動扉一枚では店内の音が住宅地に筒抜けのため、緩衝場所を設けて二重扉にしてください。

(5) 倉庫南側出入口について

朝五時〜夜十一時までシャッターが開いているため、倉庫内の音が住宅地に筒抜けです。緩衝場所を設けて二重扉にしてください。

(6) 大店立地法の届出(騒音予測)について

午前五時〜六時と午後十時〜十一時の騒音予測が無いものがあります。台車平坦走行十一・台車段差越え〇三はこの時間帯に何十台もあります。シャッター開閉音もこの時間帯にあります。早朝・夜間は台車の音で目が覚めるため、真夏でも窓を開ける事ができません。窓を閉めても台車の音が聞こえるため、耳栓をしないと眠れません。台車平坦走行十一・台車段差越え〇三のある場所は住宅地のなかつです。台車平坦走行十一・台車段差越え〇三の地でも騒音予測をしてください。

(7) 吉川市環境保全条例の遵守について

吉川市の騒音測定では、基準値を超えているため条例違反です。吉川市環境保全条例を守ってください

(8) 冷凍機室外機〇一〜〇三について

住宅地内への設置はやめてください。耐えがたい騒音・低周波騒音の発生源です。遮音壁ができましたが、小さく片面しかないので、場所によっては逆効果です。以前に増して大きな音が響いています。第一種中高層住居専用地域で倉庫に設置できる原動力は〇・七五キロワット以下です。建築基準法を順守してください。これら六・一キロワットの三台は店舗南側等、住宅地に影響が無い場所に移設してください。

(9) クレーン対応できる担当者の配置について

店舗内騒音・台車騒音・従業員の大声の苦情を言うため何度か店に電話をしました。最初は事務所の方が話を聞いてくれましたが、数回目に店長が出て「苦情の電話は店の評判が悪くなるから、もう電話するな」と言われ、対応はおろか話しも聞いてもらえませんでした。届出書類には「静穏に努め

て運用してまいります。万が一周辺住民の方々より騒音に関するご意見等を頂いた場合には、誠意をもって対応いたします」とあります。誠意をもって対応できる担当者を早急に決めてください。

(10) 開店以降続いている騒音等の問題の解決について

(一) 平成二十六年十月十日の開店以降、騒音・悪臭等の環境問題が続いています。未だに市議会の一般質問でとりあげていただいております。問題は解決していません。きちんと問題を解決してから営業時間を延長すべきです。

まずは、開店以降続いている騒音等の問題を解決してください。

(二) 騒音問題の解決には、吉川市による継続した騒音測定が必須と思われる。す。吉川市の騒音測定にきちんと応じるべきです。

二 縦覧期間

平成二十八年八月九日から平成二十八年九月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター